

議 事 録

会議の名称	平成30年第6回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成30年5月25日（金） 午後2時から 午後3時5分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 議事録署名委員及び書記の指名</li> <li>4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)第37号議案 農地法第3条の規定による許可申請について</li> <li>(2)第38号議案 農業第経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年）</li> <li>(3)第39号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</li> <li>(4)第40号議案 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について</li> <li>(6)第41号議案 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について</li> <li>(7)報告第16号 農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>(8)報告第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</li> </ol> </li> <li>5 事務局連絡事項</li> <li>6 閉会</li> </ol>

配付資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成30年第6回本庄市農業委員会総会議事日程</li> <li>2 平成30年第6回本庄市農業委員会総会議案</li> <li>3 第6回総会事務局連絡事項</li> <li>4 平成30年度農地パトロールについて（お願い）</li> <li>5 県農業委員会ネットワーク機構による平成30年度県農地利用最適化推進施策に関する政策提案・意見に対する対応</li> </ol>
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>開会前に事務局から1点、報告させていただきます。本日のスケジュールですが、総会終了後、広報広聴委員会をこの会場で開催しますので、委員の方におかれましてはご出席くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上で、開会前の報告を終わります。</p> <p>それでは定刻になりましたので、ただ今より総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理をお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦労様です。ただ今から平成30年第6回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さんこんにちは。だいぶ暑くなってきました。田植えも始まり、たくさん規模がある方は大変に忙しい時期かと思えます。先週の18日に農地利用最適化推進協議会で、農地集積を行うために地区ごとに現場の調査をお願いしたところ、スムーズに動き始めていただき、大変感謝いたします。暑い中ですが、お身体に留意されまして、現場を回っていただけたらと思えます。本日もたくさんのお客様がありますが、よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に、総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができないと規定されております。本日の総会は、在任委員44名中41名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。なお、宮部委員、吉田委員、木村推進委員から欠席届が提出されておりますので、報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>

議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は10番鈴木広子委員及び12番永尾委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議案5件及び報告2件であります。</p> <p>まず、第37号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第37号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。第37号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、2件でしたが、整理番号2の許可申請書が取り下げられましたので、本議案での審議は1件となり、売買による所有権移転でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、整理番号1を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町元田地内の畑1筆及び児玉町高柳地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、坂本委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、坂本委員の報告をお願いいたします。</p>

<p>坂本委員</p>	<p>17番坂本です。報告いたします。5月21日の午後1時30分から、私と木村推進委員とで申請地と受人所有農地を調査しました。受人と渡人は兄弟でございます。申請地については、3ページをご覧ください。申請地は児玉町元田と児玉町高柳ですが、この農地は傾斜地のため、利用目的が限られますが、受人が農作業車が進入できるようにして、みかんを作付けするという事です。つぎに受人の状況についてですが、受人の耕作は本人、世帯員と2人で行ってまして、本人150日、世帯員200日従事することとなっております。受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地で作付け及び、保全管理がされておりました。周辺農地への支障の恐れもなく、総合判断で許可が妥当であると思われました。以上で報告を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。  (なし、の声)  それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。  (異議なし、の声)  それでは、ご異議ございませんので許可といたします。  次に、第38号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第38号議案を説明いたしますので、5ページをご覧ください。第38号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」をご説明申し上げます。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。  計画内容については、6ページから15ページをご覧ください。今回の申請件数は、67件です。田47筆及び畑69筆の面積合計155,466㎡の利用権設定でございます。  次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がい</p>

	<p>るものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われ ます。以上です。</p>
議長	<p>第38号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、第38号議案について、原案のとおり決定いたします。 次に、第39号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程 いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第39号議案を説明いたしますので、議案書16ページをご覧ください。第 39号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明申し上げま す。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事 に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げ るものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許 可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、17ページをご覧ください。申請件数は、5件で、所 有権移転4件、賃借権1件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは整理番号1から順に審議いたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住 所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南四丁目地内の畑1筆、 面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用 住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、田島 委員でございます。</p> <p>申請地は、18ページをご覧ください。5-1については、第1種低層住居 専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の 転用は、原則、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相 当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま す。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、田島委員の報告をお願いいたします。</p>
田島委員	<p>5月23日に11番宮部委員と現地調査に行きました。18ページの地図を ご覧ください。権利区分は所有権移転、申請事由は自己用住宅用地です。申請 地は、住宅が建ち並ぶ第1種低層住居専用地域で周辺農地に影響もなく、問題 ないかと思ひます。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当と</p>

	<p>することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に整理番号2について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、上仁手地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、資材置場用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、坂上委員でございます。</p> <p>申請地は、19ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>次に整理番号2について、坂上委員の報告をお願いいたします。</p>
坂上委員	<p>5番坂上です。5月20日に八木推進委員と現地調査に行きました。19ページの地図をご覧ください。申請事由は資材置場用地、権利区分は所有権移転、都市計画法第34条第11号の指定区域となっており、周辺の農地に影響がないかと思ひます。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号2については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、福田委員でございます。</p> <p>申請地は、20ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であること</p>

	<p>から第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、福田委員の報告をお願いいたします。</p>
福田委員	<p>16番福田です。5月20日に現地確認を行いました。申請地は20ページをご覧ください。権利区分は所有権移転、申請事由は太陽光発電施設、用途地域は指定なしです。南側に山があり周辺にも太陽光発電が設置されておりますので問題ないかと思います。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、整理番号3については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、分譲住宅用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、田島委員でございます。 申請地は、21ページをご覧ください。5-4については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、田島委員の報告をお願いいたします。</p>
田島委員	<p>申請地は21ページをご覧ください。申請事由は分譲住宅用地、権利区分は所有権移転、用途地域は準工業地域です。周辺に住宅が建てられている場所ですので問題ないかと思います。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号4について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号3については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、永尾委員でございます。</p> <p>申請地は、22ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。なお、当該申請地につきましては、南側に隣接する物流センター用の駐車場として許可を得ないまま利用していた状況であり、今回、申請人から始末書が提出され、改めて農地法の許可を得て、駐車場として継続利用していきたいと申請に至ったとのこととです。以上でございます。</p>
議長	<p>始末書がありますので、事務局に読み上げていただいてから、永尾委員に報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは始末書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。始末書を朗読。</p>
議長	<p>続きまして、永尾委員に報告をお願いします。</p>
永尾委員	<p>12番永尾です。申請地は22ページをご覧ください。5月19日に武政推進委員と現地確認及び聞き取り調査に行っていました。権利区分は賃借権、申請事由は駐車場用地、用途地域は指定なしの区域で、近隣に事業所、店舗、住宅ができており市街化が進んでいるため、位置的には、問題ないと思ひまます。皆さまの慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号4について、皆様よりご質疑がありましたらお願ひいたします。 (池田委員から挙手あり)</p>
池田委員	<p>違反があったわけですが、問題ないのですか。</p>
議長	<p>事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請地は青地でなく、市街化が進んでおり、もともと農地転用が可能な農地であるのと、始末書も提出されているので、やむをえないかと思ひまます。</p>

議長	<p>他に質疑はございませんか。 (武政委員の挙手あり)</p>
武政委員	<p>申請時に、今後このようなことがないように、事務局からもしっかりと指導してください。</p>
議長	<p>他に質疑はございませんか。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、整理番号5については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、第40号議案「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第40号議案を説明いたしますので、議案書23ページをご覧ください。 第40号議案「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、農業委員会における事務の実施状況について公表したいので、ご提案申し上げます。 議案内容ですが、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、次のとおり公表するものでございます。1の公表方法ですが、インターネットの利用及び事務所の縦覧によって、公表いたします。2の公表期間ですが、平成30年6月1日から3年間といたします。本日提出、会長。 24ページからの平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてでございますが、4月19日開催の第1回農地利用最適化推進協議会において内容をご説明させていただきました。その後、委員の皆様から意見の聴取期間を設けさせていただき、その結果、28ページの、V 違反転用への適正な対応 3活動計画・実績及び評価のところの2段目、活動実績の欄の2行目の最後に8月7日に秋平地区とありますが、4月の説明資料では、秋平地区を誤って共和地区と記載がある旨のご指摘を受け、訂正させていただきました。以上で、第40号議案の説明を終了します。</p>
議長	<p>第40号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。第40号議案について、原案のとおり公表することに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p>

	<p>ご異議ございませんので、第40号議案について、原案のとおり公表することに、決定いたしました。</p> <p>次に、第41号議案「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第41号議案を説明いたしますので、議案書32ページをご覧ください。</p> <p>第41号議案「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業委員会事務の実施状況等の公表について(平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づき、農業委員会における活動計画について公表したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、次のとおり公表するものでございます。1の公表方法ですが、インターネットの利用及び事務所の縦覧によって、公表いたします。2の公表期間ですが、平成30年6月1日から3年間といたします。本日提出、会長。</p> <p>33ページからの平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてでございますが、第40号議案と同様に、4月19日開催の第1回農地利用最適化推進協議会において内容をご説明させていただきました。</p> <p>その後、委員の皆様から意見の聴取期間を設けさせていただき、その結果、意見提出がなかったことを報告し、第41号議案の説明を終了します。以上でございます。</p>
議長	<p>第41号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第41号議案について、原案のとおり公表することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第41号議案について、原案のとおり公表することに、決定いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして報告に入ります。</p> <p>まず、報告事項16号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第16号を説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。</p> <p>報告第16号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p>

	届出内容については、37ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。相続により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき次に進みます。 次に報告事項17号を事務局よりお願いします。
事務局	報告第17号を説明いたしますので、議案書38ページをご覧ください。 報告第17号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。 届出内容については、39ページをご覧ください。専決処分件数は、6件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。 以上で報告を終了いたします。 皆様のご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。 次に委員の皆様から、その他で何かございましたら、挙手にてお願いいたします。 (発言なし) その他の発言がないので、ここで議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。
事務局長	ありがとうございました。 次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。 (事務局説明) 閉会

平成30年第6回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成30年5月25日(金)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後3時5分
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席			久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席		仁手	福島 一	出席
4	茂木 伸夫	出席			八木 弘	出席
5	坂上 佳久	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席		北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席			鯨井 雅史	出席
9	浅見 精治	出席			笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席	○	児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	欠席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席	○	金屋	倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	出席			奥原 定雄	出席
15	吉田 功	欠席		秋平	清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席			福島 清次	出席
17	坂本 静枝	出席			間正 始	出席
18	坂爪 裕	出席		本泉	倉林 正	出席
19	池田 稔	出席			木村 文子	欠席
本庄	細野 林之助	出席		共和	黒沢 豊	出席
	吉岡 昭	出席			新井 明夫	出席
藤田	内田 徳晃	出席				斉藤 勇

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主査	中村 真敏
専門員	津久井 伊久弥

書記

農地係長 飯島 崇